

生食発 0630 第 2 号
5 輸国 第 1365 号
令和 5 年 6 月 30 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省関東信越厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部改正
について

我が国からベトナム向けに輸出される水産食品については、「農林水産物及び食品
の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労
働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 VN-S1 「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」
及び別紙 VN-S1-1 「ベトナム向け輸出水産食品の各空港における衛生証明書の発行手
続について」に基づき取り扱われているところです。

今般、衛生証明書の発行申請に係る添付書類として、令和 7 年 3 月 31 日までの間
は、令和 3 年 4 月 1 日以降に都道府県等衛生部局又は関東信越厚生局から別紙 VN-S1
又は別紙 VN-S1-1 に基づいて発行された衛生証明書の写し等を食品衛生監視票の写
し等に代用することを可能としましたので、御了知の上、対応方よろしく願いま
す。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。